

2022年度①

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法①

次の問題ⅠとⅡのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

I A県B市の市営住宅に関する条例には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の趣旨に則り、健康で文化的な生活を営むに足りる市営住宅を整備して、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することなどが定められている。このB市条例には、市営住宅の入居資格の1つとして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める「暴力団員」でないことが定められており、入居者や同居者が「暴力団員」であることが判明したときには、市長が当該入居者に対して当該市営住宅の明渡しを請求することができるという規定も設けられている。

同法の第2条第6号には、「暴力団員」という用語の意義として、「暴力団の構成員をいう」と定められており、同条第2号には、「暴力団」という用語の意義として、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう」と定められている。なお、同条第1号には、「暴力的不法行為等」という用語の意義として、同法の別表に列挙されている「爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）に規定する罪」や「暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）に規定する罪」のほか、多種の刑法犯などの「罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう」と定められている。

B市条例の規定に基づいて、市長が「暴力団員」であると判明した入居者に対する明渡しを請求したことがあり、その憲法適合性が主要な争点の1つとなった訴訟において、裁判所は、明渡しの請求の根拠とされた規定を合憲と判定したことがある。その判決の理由には、「暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合には、当該市営住宅の他の入居者等の生活の平穏が害されるおそれを否定することができない」という指摘があり、「暴力団員は、自らの意思により暴力団を脱退することができ、また、暴力団員が当該市営住宅の明渡しの請求に応じざるを得ない場合にも、当該市営住宅に居住することができなくなるだけであり、当該市営住宅以外における居住についてまで制限を受けるわけではない」という記述もある。

このようなB市条例が市民の要望を受けて改められようとしており、その最大の眼目として、新たに「暴走族の構成員」でないことが入居資格の1つに付け加えられ、入居者や同居者が「暴走族の構成員」であることが判明したときには、市長が当該入居者に対して当該市営住宅の明渡しを請求することができるということも新たに定められようとしている。市議会において審議されているB市条例改正案には、裁判所により合憲と判定されたこともあるC県D市の条例の規定による「暴走族」の定義を参考にした新たな規定が盛り込まれており、その規定には、「暴走族」という用語の意義として、「暴走行為を主たる目的として結成された集団又は公共の場所において、公衆に不安若しくは恐怖を覚えさせる特異な服装若しくは集団名を表示した服装で、集会若しくは示威行為を常習的に行う集団をいう」と記されている。

このようなB市条例改正案の改正部分に基づいて、市長が市営住宅の明渡しを請求する場合の憲法上の問題点について論じなさい。

II 憲法76条3項の規定の趣旨を説明した上で、同項にいう「法律」に「判例」が含まれるかどうかについて論じなさい。